

H22.04.30 定例記者会見資料

産業環境部 商工政策課

シピィ閉店に伴い退店したテナントへの支援

【現況】

- ・3月20日 シピィ閉店
- ・テナントの状況
 - ・市内外に店舗がある事業者は、営業を継続
 - ・他に店舗を持たない事業者は、①市内に店舗を借り、営業を継続、②市内の他のSCに出店し営業継続等を計画又は実行
- ・新たに市内に出店を予定している事業者より、支援の要望がある。

【支援】

「越前市まちなか事業・地域助け合いビジネス支援事業」の拡充支援

【概要】 SCシピィを退店したテナントに対し、次の条件を付加して、現在中心市街地で行っている「まちなか事業・地域助け合いビジネス支援事業」を市内全域に拡大し支援する。

【内容】

- ① 次の条件にすべて該当する事業者を支援の対象として認定する。
 - i) SCシピィに入居して営業をしていた事業者で、SCシピィ管理運営会社の都合により、SCから退店を余儀なくされた事業者（自己都合は除く。）
 - ii) SCシピィで行っていた事業を、市内で継続して行う。
 - iii) SCシピィで雇用していた従業員数(雇用保険加入者)の1/2以上を雇用していること。(認定申請時に雇用者がなくても、1年後の交付申請時に3ヶ月以上の雇用をしている事業者も対象とする。)
- ② 認定申請受付期間は、平成22年度内（平成23年3月31日まで）とする。
- ③ 支援内容（現行制度と同じ）
 - i) 事務所又は店舗、当該事務所又は店舗における設備、機器等の設置に係る経費
家賃、賃貸料、リース料、光熱水費等をいう。ただし、賃貸物件の賃貸人と賃借人は第三者の関係にあることを条件とする。
 - ii) 販売促進に係る経費 広告宣伝費、イベント事業費、営業活動費等をいう。
 - iii) 事業開始時の臨時的な経費 初期システム構築費等をいう。
- ④ 補助金の額（現行制度と同じ）

	開業1年目	開業2年目	開業3年目
補助金額	経費の3分の2以内 (限度額50万円)	経費の2分の1以内 (限度額40万円)	経費の3分の1以内 (限度額30万円)

